前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
（指定する土地の区域） 第3条　省略 2　省略 3　前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する区域内の土地は、この条例で指定する土地に含まないものとする。 (1)～(4)　省略 (5)　建築基準法第39条第1項の災害危険区域 (6)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 (7)　水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水又は雨水出水（同法第2条第1項の雨水出水をいう。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域 (8)　省略	（指定する土地の区域） 第3条　省略 2　省略 3　前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する区域内の土地は、この条例で指定する土地に含まないものとする。 (1)～(4)　省略 (5)　省略